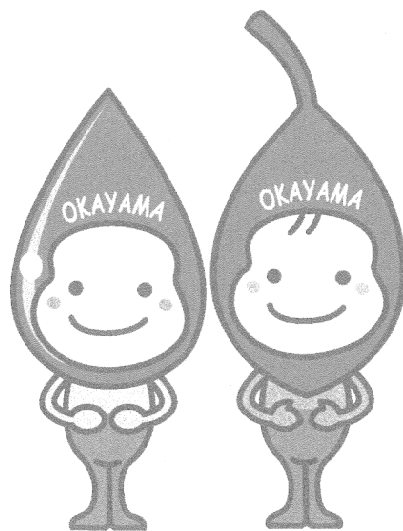


平成30年度 集団指導資料

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)



平成30年6月

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyaidou/jigyousyaidou_00003.html

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

目 次

日時：平成30年6月6日（水）
場所：岡山市役所本庁舎地下1階中会議室

1	主な関係法令等	1
2	指定地域密着型サービスの事業の一般原則	3
3	用語の定義について	4
4	運営上の主な留意事項について	5
5	岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例	11
6	平成30年度介護報酬改定における改定事項について	24
7	指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造	34
8	報酬算定上の留意事項について	36
9	各種情報提供について	
	・月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について	39
	・住所地特例適用被保険者のサービス利用等の見直しについて	45
	・指定地域密着型サービス運営推進協議会を活用した評価の実施について	46
	・厚生労働省老健局「介護保険最新情報 Vol. 657(抄)」	62

岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html

岡山市トップページ > 市政情報 > 組織・部署案内 > 保健福祉局 > 事業者指導課

1 主な関係法令等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

【基準関係】

◎岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第86号）※資料中は「地域密着条例」という。

◎岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年岡山市規則第99号）

- 〔 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成18年厚生労働省令第34号） 〕

◎岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第91号）

◎岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年岡山市規則第104号）

- 〔 ・指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成18年厚生労働省令第36号） 〕

◎介護保険法に基づき条例で規定された指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準等について（平成25年3月22日岡事指第1213号）

- 〔 ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
（平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） 〕

【報酬関係】

- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成18年厚生労働省告示第126号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成18年厚生労働省告示第128号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成18年老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）

- ・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成24年厚生労働省告示第95号）
- ・厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第96号）
- ・厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第97号）
- ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）
- ・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号）

- ・「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修に規定する研修について
（平成24年老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号）

- ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年老企第54号）
- ・介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について
（平成12老振第25号・老健第94号）

- ・介護保険施設等における日常生活費等の受領について
（平成12年老振第75号・老健第122号）

◎岡山市の条例、規則、通知は岡山市のホームページでご確認ください。

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00070.html

■国の法令・通知等は、次の書籍、ホームページ等でご確認ください■

書籍：介護報酬の解釈 1 単位数表編（発行：社会保険研究所：青本）
 介護報酬の解釈 2 指定基準編（発行：社会保険研究所：赤本）
 介護報酬の解釈 3 Q A ・法令編（発行：社会保険研究所：緑本）

ホームページ

「厚生労働省 法令等データベースシステム」

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

「総務省 法令データ提供システム」

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

「厚生労働省 平成30年度介護報酬改定について」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei30.html

「厚生労働省 介護サービス関係Q & A」

http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index_qa.html

「WAM. NET（運営：独立行政法人福祉医療機構）」

<http://www.wam.go.jp/>

□指定地域密着型サービスの事業の一般原則

「地域密着条例」＜抜粋＞

第3条

- 4 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 6 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

□基準の性格について

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号 老振発第0331004号 老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）（以下「平成18年解釈通知」という）

＜抜粋＞

第一 基準の性格

- 1 基準は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定地域密着型サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定地域密着型サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定地域密着型サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守する勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、相当の期間を定めて当該勧告に係る措置をとるよう命令することができるものであること。ただし、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公表しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取り消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに係る介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部又は一部の効力を停止することができるものであること。
 - ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を計るために基準に違反したとき
 - イ 指定地域密着型サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
 - ハ 居宅介護支援事業者又はその従業者から、事業所の退去者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき
 - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - ③ その他①又は②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき
- 3 特に、指定地域密着型サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。

□用語の定義について

「平成18年解釈通知」〈抜粋〉

第二 総論 2 用語の定義

(1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

(2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービス提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従事者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、同一の事業者によって当該事業所に併設されている事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

運営上の主な留意事項について

地域密着条例の条文も併せてご参照ください。

■基本方針（地域密着条例第4条）

【定期巡回】地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

■提供するサービス（地域密着条例第5条）

【定期巡回】

- ② 定期巡回サービス 訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話
- ② 随時対応サービス あらかじめ利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、利用者・家族からの通報を受け、通用内容等をもとに相談援助、訪問介護員等の訪問、看護師等による対応の要否等を判断する。
- ③ 随時訪問サービス ②での訪問の要否等の判断にもとづき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問し、日常生活上の世話をを行う。
- ④ 訪問看護サービス 看護師等が利用者の居宅を訪問し、療養上の世話・必要な診療の補助を行う。
- ※一体型の事業所は①～④、連携型の事業所は①～③を自ら提供、④は連携先の訪問看護事業所が提供。

※随時訪問サービスの注意事項

- ・併設の有料老人ホーム等に居住する利用者からの随時訪問の通報の対応についても定期巡回の事業所のオペレーターが直接受信し、対応できる体制を整備すること。
×有料老人ホーム等の職員がナースコールを受けて、定期巡回の事業所の随時訪問サービスを行う訪問介護員等に直接連絡する。
- ・オペレーターが利用者からの随時通報を受け付けた際には、随時対応サービスの提供内容について記録すること。

■人員に関する基準

【定期巡回】（地域密着条例第6条、第7条）

■設備に関する基準

【定期巡回】（地域密着条例第8条）

■運営に関する基準

*内容及び手続の説明と同意（地域密着条例第9条）

重要事項説明書は、申込者が事業所を選択するために重要な事項を説明するためのものである
ので、まず説明書を交付し、重要事項の説明を行うこと。その後、利用申込者等がサービス提
供を希望する場合に同意を文書により得ること。

- ×重要事項の説明を行っていない。
- ×重要事項と運営規程の記載内容が相違している。

苦情相談窓口は、事業所の担当者名と連絡先に加えて、

「岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811」

「岡山市事業者指導課 086-212-1012」を記載すること。

*受給資格等の確認（地域密着条例第12条）

利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の
有効期間を確認すること。

※コピーではなく原本で確認すること。なお地域密着型サービスであるので、原則保険者が
変更になると同じサービス事業所を使えなくなることについて利用者、家族に十分な理解を。

*サービスの提供の記録（地域密着条例第20条）

※同一の用紙に、訪問介護の事業所など別のサービス事業所の記録が混在しないように事業
所単位で管理すること。

*利用料等の受領（地域密着条例第21条）

- ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービス提供
を行う場合は、それに要した交通費の支払いを受けることができる。
＝通常の事業の実施地域内では交通費（駐車料金を含む。）は徴収できない。

×サービス提供時に職員が使用するゴム手袋やたん吸引のチューブを拭く脱脂綿に使用するエタノールについて費用を徴収していた。

***多様な評価の手法（地域密着条例第23条第2項 岡山市独自基準）**

事業者は多様な評価の手法を用いてその提供する指定の事業の質の評価を行い、それらの結果を向上し、常にその改善を図ること。

***主治の医師との関係【定期巡回】（地域密着条例第24条、第25条）**

- ・訪問看護サービスの提供に当たっては特に医療機関の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断が要求することをふまえ、主治の医師との密接な連携に基づいて行うこと。
- ・訪問看護サービスの提供開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービス利用者のみ）、訪問看護報告書を定期的に主治医に提出すること。

***定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成【定期巡回】（地域密着条例第26条）**

***夜間対応型訪問介護計画の作成【夜間】（地域密着条例第53条）**

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び夜間対応型訪問介護計画は、居宅サービス計画の内容に沿ったものでなければならない。そのためには、サービス担当者会議に出席して情報共有をはかることや居宅サービス計画の交付を受けて、サービス内容の確認を行うことが必要。
- ・【定期巡回】サービス提供の日時については、居宅サービス計画に定められた日時にかかわらず、居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定できる。この場合、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を担当の介護支援専門員に提供すること。
- ・【定期巡回】訪問看護サービスの利用がある計画については常勤看護師等の協力が必要。
- ・計画の作成に当たっては、その内容等を説明したうえで、利用者の同意を得なければならない。また計画書を作成した際には、当該計画書を利用者に交付しなければならない。
※居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から計画の提供の求めがあった場合には協力するよう努めること。

***同居家族に対するサービス提供の禁止（地域密着条例第27条、別居家族に対するサービス提供の制限（地域密着条例第28条、岡山市独自基準）**

同居家族に対するサービス提供の制限に加えて、岡山市の独自基準で家族の介護と保険給付対象サービスを明確に区分するため、別居親族に対するサービス提供の制限について条例に追加。ただし利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族からサービスの提供を受けなければ、必要なサービスの見込量を確保することが困難であると市長が認めるものについては規則において例外規定あり。

***管理者等の責務（地域密着条例第31条）**

管理者がサービス提供を行うなど、兼務がある場合は、管理者業務に支障がないように留意すること。

※運営規程の整備（地域密着条例第32条 岡山市独自基準あり）

運営規程に整備しなければならない項目【定期巡回・夜間】

（【定期巡回】の例。下線は岡山市独自基準の内容であり、運営規程に盛り込むとともに独自基準にも沿った運営をすること）

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時、事故発生時等における対応方法
- (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 成年後見制度の活用支援
- (10) 苦情解決体制の整備
- (11) その他運営に関する重要事項 記録は完結の日から5年保存

※勤務体制の確保【地域密着条例第33条】

- ・各事業所ごとに勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録すること。
- ・計画的な人材育成をすること。

※秘密保持等【地域密着条例第36条】

- ・従業者が退職後も利用者及び家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- ・サービス担当者会議等において、利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合には、利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。

※個人情報利用の同意書の署名欄には、利用者と家族及び代理人の欄を設けること。（×利用者本人と代理人のみ）

※地域との連携等（地域密着条例第40条）

- ・【定期巡回】介護・医療連携推進会議をおおむね3か月に1回以上開催すること。
※平成27年度の制度改正以降、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の外部評価の実施については、都道府県の指定する外部評価機関のサービスの評価を受けることに代えて、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、これを介護・医療連携推進会議に報告した上で、公表することで行うことになっているので留意すること。
- ・【定期巡回】同一建物にサービス提供する場合には、地域にも提供するようにすること。
「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。」

※事故発生時の対応（地域密着条例第41条）

事故の状況等によっては岡山市事業者指導課へ報告を行うこと。

岡山市へ報告する事故は、岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱に定める内容のもの
要綱の内容により所管課（事業者指導課）から報告を求めることがある。

＊【定期巡回】連携型の事業所の特例（地域密着条例第44条～第45条）

- ・指定訪問看護事業者との連携。

※訪問看護事業所側は定期巡回の事業所と連携をした場合、体制届の提出事項になるので連携開始日の前月15日までに体制届を事業者指導課に提出する必要がある。

- ・連携事業者からの必要な協力

- （1）アセスメント
- （2）随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- （3）介護・医療連携推進会議への参加
- （4）その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言

＊変更の届出等について（介護保険法第75条）

申請、届出をしている事項について変更があった場合は、10日以内に変更届出書（様式第4号）を変更内容に必要な添付書類とともに岡山市事業者指導課へ提出すること。

なお事業所の移転など重要な変更の場合、事前に岡山市事業者指導課と協議すること。

事業者指導課のホームページ内の下記のアドレスを参照。

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00017.html

＊介護給付費算定に関する届出について

既に「体制等に関する届出書」で届け出ている加算等の体制を変更する場合は、「変更届出書（様式第4号）」、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び各種添付書類を岡山市事業者指導課へ提出すること。

事業者指導課のホームページ内の下記のアドレスを参照。

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00014.html

体制届は【定期巡回】【夜間】ともに算定開始月の前月15日（閉庁日は翌開庁日）が締切

※加算等が算定されなくなる場合はすみやかに加算取り下げの体制届を提出してください。

参考＜平成18年留意事項通知＞第一 届出手続きの運用

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなるのが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

＊指定の更新について（介護保険法第78条の12）

介護保険法第70条の2第1項の規定により、介護保険事業者の指定の効力について有効期間が設けられています。このため有効期間満了後も指定の効力を有効にするためには指定の更新を受ける必要があります。

更新手続きの数か月前には事業者指導課から案内を送付していますが、更新の時期は確認しておいてください。

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00013.html

*廃止（休止）届について（介護保険法施行規則第131条の13第4項）

・事前届出制

介護サービス事業の運営が出来なくなった場合は、廃止又は休止の旨を岡山市に1月前までに届け出なければならない。例えば、9月1日から事業を休止しようとする場合、7月31までに届出を行うこと。

・継続的なサービスの確保

事業を廃止し、又は休止しようとするときは、引き続きサービスの提供を希望する利用者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、他の事業者、その他関係者と連絡調整を行うこと。

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00012.html